國學院大學学術情報リポジトリ

# 戦国期東国の用水普請と郷中談合：武蔵・甲斐・下総・陸奥の事例に関して



| メタデータ | 言語: Japanese |
| --- | --- |
| | 出版者: |
| | 公開日: 2023-02-05 |
| | キーワード (Ja): |
| | キーワード (En): |
| | 作成者: 高橋, 裕文, Takahashi, Hirobumi |
| | メールアドレス: |
| | 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00000075 |

# 戦国期東国の用水普請と郷中談合
## —武蔵・甲斐・下総・陸奥の事例に関して—

高橋裕文

### はじめに

これまで、中世の用水については宝月圭吾氏以来開発主体、用水の構造、運営に関する豊富な研究蓄積がある[1]。特に戦国時代について宝月氏は領主の灌漑統制は間接的であり、実質的には管理権は農村の自治組織が担っていたと述べている。これに対して黒田日出男氏は毛利氏が小領主間の用水修理の調停者として期待され、大名となってからは井手溝の支配権を掌握したとした[2]。杉山博氏も大名の富国強兵策により治水・灌漑の大規模工事が行われたとした[3]。しかし、近年では笹本正治・西川広平氏により戦国大名領では郷村の用水管理ネットワークに依拠した普請動員がなされていたという見解が出されている[4]。はたして、戦国大名は用水普請をその都度命じていたのであろうか。それにしては用水普請を命ずる印判状が少ないのはなぜであろうか。ここではそもそも郷村の用水管理の実体とはどのようなものであったのか、そして戦国大名による用水普請への関与はどのようなものであったのかについて考えてみたい。まず、はじめにフィールドを広い意味の東国（甲斐・陸奥を含む）とし、戦国時代の嚆矢といわれる享徳の乱の時期の用水管

理について概観し、天文～天正年間の戦国大名の関わる用水普請について検討し、最後に戦国家法では用水はどのように取り扱われたのかを見てゆきたい。

## 一、郷村による用水管理—享徳二年（一四五三）の武蔵国比企郡戸守郷と長楽用水—

鑁阿寺領比企郡戸守郷では都幾川の堰場から取水し、長楽用水として尾美野・八林郷に分水していた。下流の郷村の分水権は用水普請の作業に参加し、井料を負担することにより認められていた。[5] これらの郷村との間には郷中で申談する場が設けられていたが、[6] これは必ずしも対等なものではなく堰を管理していた戸守郷が優越権を持っていた。下流の尾美野・八林郷が分水の樋口を広げるよう度々申し入れていたが、その都度戸守郷は樋口の両脇の杭を抜き間口を広げてきた。しかし、享徳二年、尾美野・八林郷は水が流れて来ないと抗議し樋口の天井板をなくすように代官を口入に立てて申し入れ、さらには府中に訴えるなど強硬な姿勢を示した。[7] 尾美野郷は国衙領であったため府中へ訴えたのであるが、戸守郷は不入権を持っており、日常的には守護からの用水に対する介入はなかった。一方、享徳の乱にともなう戦乱に対して戸守郷は一揆と称し堰からの取水を留め用水の流れを停止したが、これは下流の尾美野・八林郷も含めた一揆であり耕作放棄の構えを見せたものであった。こうした戸守郷の運営を担っていたのは複数のおとな百姓であり、政所で寄り合いを持ち寺家との年貢減免交渉なども行っていた。[8]

**【図一】長楽用水の概念図**

## 二、武田氏治下の堰再興と郷中談合—天文二年（一五三三）～元亀三年（一五七二）の甲斐国堰普請—

### a、天文二年（一五三三）の水沙汰、弘治三年（一五五七）の堰普請

次に、富士吉田市の小室浅間神社に伝えられた「勝山記」には郷中と地頭との紛争が記されている。

【史料一】「勝山記」（『山梨県史』資料編六、二一二・二四三頁）

〈天文二年条〉

此年下吉田方々渡辺荘さ衛門殿ト水サタ御座候、色々セキヲトシツ、ヲトサレツ被ㇾ食候、去程ニ小山田殿アカリ申候、色々様々ノサタ候へ共ツイニハ下吉田勝チ候

〈弘治三年条〉

其年之十月セキトウクニ宮林之松ノ木ヲ切候へハ、一兵衛殿被ㇾ出候て、切物ヲ取、其上人足ヲサン〳〵ニタタカレ被ㇾ申候間、下吉田百余人衆松山へサシカケ、質物ヲ取返し被ㇾ申候へハ、松山ヨリ、信濃陣マテ人ヲ御越、弥三郎殿へ披露被ㇾ申候得共、別義無ㇾ之候、結句其時従二国中一御上様迄越被ㇾ申候折節ニ、殿様之御意候て、下吉田へ奉行人ヲ御上セラレ、百余人衆ト松山トノ中ナヲシ御座候

都留郡下吉田郷（現富士吉田市）は御師の宿場である上吉田の北に所在していたが、天文二年近隣の地頭渡辺荘左衛門との間で水沙汰（相論）が引き起こされ、互いに堰を破壊するという事態となった。同郷には富士山麓の湧水地から発する宮川が富士山下宮浅間神社（現小室浅間神社）の前を流れていたが、そこに東から間堀川が合流し、さらに下って西から入山川が合流していた。この場合、川の双方から堰を作りそれぞれ相手方の堰を破壊したというのであるから、この川は西隣の新倉との境界となっており、水量の豊富な入山川であったと考えられる[9]。この紛争は郡領主の小山田氏の所へ持ち込まれ訴訟となったが、結局下吉田衆の勝訴となった[10]。これは入山川に堰を作り取水することが先例により認められてきたからであろう。

また、下吉田郷は南西隣の松山の地頭小林氏ともしばしば相論を起こしていた。弘治三年十月には下吉田衆が堰普請の用材採取のため宮林の松を切っていたところ、地頭の小林一兵衛が出てきて切物を取り上げ人足を打ちたたくなどの妨害を行った。これに対し、下吉田一〇〇余人衆は松山の小林氏の屋敷に押しかけ質物を取り返した。小林氏は郡内（都留郡）領主の弥三郎（小山田信有）に訴えたが「別儀なし」と取り上げられなかったため、上様（武田晴信）に訴えたところ下吉田に奉行人が派遣され和解という結果となった[11]。この宮林は下吉田郷鎮守の下宮浅間神社の林と見られるが、下吉田郷がその草木の用益権を持っていたと考えられる。この松木は堰の杭に使うのであ

るから成木ではなく間伐材であろう。小林氏はこれを妨害し小山田氏からさらに武田氏へ訴訟したが、下吉田郷に堰普請のための鎮守林の用益権が認められ和解せざるを得なかった。注目すべきは下吉田郷の権利回復のための実力行使が何の咎も受けず事実上認められていることであるが、下吉田一〇〇余人衆（村の侍と若者）のような郷村の自力はその自立化にとって不可欠であった。

### b、天文十二年（一五四三）の堰普請

「王代記」は山梨市大井俣窪八幡神社の別当八幡山普賢寺に伝えられた年代記であるが、次のような堰普請が記されている。

【史料二】「王代記」天文十二年条（『山梨県史』資料編六、一八九頁）

一ノセキ七百人シテスル、翌年六月水ニ破ルニ堰代岩手御寄進

岩手（いわて）は現在の山梨市東の旧名であるが、この近くには笛吹川がある。近世には隼村と岩手村との間に一ノ堰（岩手堰）の堰場があり八幡北・南村組合用水となっていた[12]。天文十二年に堰の普請を七〇〇人で行ったところ、翌年洪水で堰が破損したため武田氏が堰代（堰の地代）を岩手郷に寄進した[13]。このことはこの岩手郷が堰の管理を中心的に担っていたことを示している。この普請には七〇〇人もの百姓が参加しており、一郷村五〇～一〇〇戸として一戸に付き人足一人を出すとすれば七～一四か村に係る大規模な用水堰であったこととなる。武田氏は御料所の堰代を同郷に寄進し堰の修築費に充てさせたと考えられる。

### c、元亀三年の上条堰普請

甲斐国巨摩郡上条堰は牛句郷の村上で荒川の支流の亀沢川から取水し、境・島上条・中下条・大下条に水を配分して貢（く）川に流れ落ちていた[14]。近世の「甲斐国志」によれば、これは一ノ堰或いは牛句堰と称され牛句・境・島上条・中下条・大下条の五村組合の堰となっていたと言う[15]。この上条堰については、次のような元亀三年三月二十六日武田家朱印状がある。

【史料四】武田家朱印状写（『甲州古文書』第一巻、石原家文書一、一四三頁）

定

牛句郷
中下条郷
下方郷
大下条郷
天狗沢郷
宮地郷
以上
上条之堰破損候間、右之郷中致二談合一、可レ令二再興一之旨、御下知候者也、仍如レ件
元亀三年壬申
三月廿六日〇（龍朱印）　跡部美作守（勝忠）
奉レ之

これは牛句郷・中下条郷・下方郷・大下条郷・天狗沢郷・宮地郷に対して上条堰が破損したので郷中談合して再興するよう武田氏より下知がなされたものである。前出の「甲斐国志」には島上条は用水郷に含まれているにもかかわらず、なぜこの元亀元年の朱印状の郷中談合には含まれていないのであろうか。これについて、西川広平氏は永禄六年（一五六三）と推定される竜王信玄堤普請動員の武田家朱印状[16]に竜王河原宿の名はないがこの文書が竜王河原宿から分離した富竹新田村の保坂家に残されており、近世には竜王河原宿が普請催促する根拠となっている例から見て、充て先がないのは島上条郷が普請を催促する側であるからであると言う[17]。

では、なぜ牛句郷に取水堰があるのになぜ「上条之堰」と言うのであろうか。西川氏によれば高野山成慶院所蔵「過去帳[18]」に志摩庄天狗沢、志摩中下条、島大下条、志麻中下条宮地、志摩上条、また慈照寺充て徳川家康書印判状写[19]に島下方とあり、これらはかつての志摩荘内の郷であったとし、この用水が志摩荘の用水でありその中心となっていた島上条郷の名をとって上条堰と呼ばれたことを明らかにした。このように、志摩の名を冠した惣郷（物荘）の六か郷と牛句郷が上条堰の郷中を構成していた[20]。この朱印状は冒頭に「定」とあるように何らかの証文であるが[21]、この場合、堰を再興するに当たって島上条郷を中心とした郷中談合の役割を保証したことに意義があったと言うべきであろう。先述のように岩手堰の場合普請は用水郷村により行われていたのであり、武田氏の動員命令により普請がなされたのではなかった。上条堰は先述のように近世には牛句堰と称されたが、これは惣郷としての結束が崩れ、堰の置かれていた牛句村に用水の管理権が移ったからと考えられる。

【図二】上条堰用水の概念図

川　牛句　天狗沢　島上条　中下条　大下条
沢　○═══○═══⇩貢川
亀　上条堰（一の堰）

## 三、北条氏による用水紛争の堰普請―天正十五（一五八七）年の武蔵国児玉郡九郷堰―

では、北条氏治下での郷村の用水管理はどのようになっていたのであろうか。北条氏鉢形領内の児玉郡の九郷（くごう）堰は、享保二年（一七一七）の水論裁許状によれば、九郷用水として神流（かんな）川に設けた神川村大字寄島の堰から取水し二二か村四四九町歩余を灌漑する大規模なものであった。[22] 次の天正十五年五月十一日の北条氏邦印判状では九郷堰普請の催促を奉行人奥采女正の代官の一人である鈴木山城守（触口）に命じている。

【史料四】北条氏邦朱印状（『戦国遺文』後北条氏編、第四巻、三〇九七号文書、一五〇頁）

九郷せき（堰）、下郷之者、如二前々一悉出せき（堰）可レ致候、下郷之者、不二罷出一ニ付而者、水をきりをとし、下郷へとをす間敷候、ふれ口ニ候間、奥代一人申付候、何分ニも鈴木山城守申付ことく、可二罷出一者也、仍如レ件

（天正十五年）
亥
五月十一日　（「翁邦挹福」朱印）

鈴木山城守殿
奥采女代

「（折裏奥上書）奥采女代
小林殿
鈴木殿」

その内容は①九郷堰用水を利用している下流の郷村に前々の通り堰普請への参加を命じ、参加しない場合は用水を切り落として使えなくすると圧力を加え、②鈴木山城守に対して、触口であるので奥代官の一人として任命し、かつ下流郷村に対し鈴木氏の申し付け通りに普請に出るようにと述べている。まず、②から見てとれることは、そもそも鈴木氏は触口であるから支城主北条氏邦の公事に関する命令を郷村に触れて徴収し、[23] その不履行や未進の場合には上申することを義務付けられていたこ

とである。[24] しかし、鈴木氏は久郷用水の中流域にあった今井村に居住していたのであるが、[25] 前述のように用水普請に関する権限は上流の郷村が持っており、中流はこれに該当していなかった。折裏奥上書には奥采女の代官として小林殿と鈴木殿という二人の名がある。これは、奥采女から代官小林氏[26]が派遣されることとなったが、鈴木山城守は地元の触口であったため、この普請に関して特に奥代官の一人として任命されたと考えられる。これにより、鈴木氏の役割としては下流の郷村に普請に参加するよう直接申し付けることとされたと言えよう。

では一体なぜ、下流の郷村は五月という田植え時期に堰普請への参加を拒否しているのであろうか。まず考えられるのは水の配分を巡る上流と下流の争いであるが、もう一つは普請の負担を巡る争いである。江戸時代の九郷用水自普請の割り当てでは上流三か村は普請から事実上除き、中流一〇か村が一村ごとに一年間、下流九か村全体で二年間勤めることになっていた。[27] これをただちに戦国時代に当てはめるわけにはいかないが、上流三か村は主に管理を勤め普請は負担しなかったのに対し、下流九か郷村は堰から遠く水量が少ない上、普請が過重な負担となっていたため普請を拒否していたものと考えられる。この朱印状には堰の普請に際してこれまで述べたような郷中談合を行うと言う文言がない。用水紛争の場合は郷中談合を通じて解決するのであるが、ここでは紛争が激化し談合では解決できないまま田植え時期に差し掛かってしまったのであろう。そこで、堰を管理していた上流の村が触口であった鈴木山城守を通じて北条氏に訴えたため、北条氏が下流の郷村に普請参加を命じ、鈴木氏が普請を指図することとなったものと考えられる。その際「下郷之者、不二罷出一ニ付者、水をきりを（切落）とし、下郷へと（通）をす間敷候」と言うのは、第一章で述べたように本来は用水郷村のルールであるが、堰管理の上流郷村の依頼により北条氏が代弁をしていると見なせよう。

よって、この場合は郷中の用水紛争を上流郷村が北条氏に訴えることにより直接代官による普請催促ということになったものであり、これを一般化し北条氏の用水普請による郷村支配の強化としては捉えることはできないと考える。

**【図三】九郷堰用水の概念図**

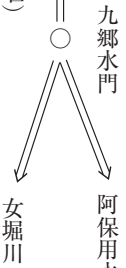

## 四、郷中談合による新溝普請—天正十八年（一五九〇）の下総国葛飾郡八木郷の用水—

北条氏他国衆支配下における事例として、次の天正十八年二月十日の高城氏黒印状での郷中談合による用水溝の普請が挙げられる。

【史料五】高城氏黒印状（『千葉県史料』中世編諸家文書、吉野家文書三、三一一頁）

よしのぬいのすけ（吉野縫殿助）　やしきのうちのみぞ（屋敷）、やしきのとへ（外）まハし、藤二郎ねまり候したへ、すぐに水のまハり候やうに、しんみぞ（新溝）をあて申、ひれかさき（鰭ケ崎）さかひまて、水さういなくまハりこし候やうに、郷中だんかう（談合）申候て、いたすへく候、こかね（小金）より御けんし（検使）をさしこされへく候間、いつれもふさた（無沙汰）なくはしりめくり可レ申候、ことに新みぞあたり申候ハヽ、田ぬし（主）とかく申へく候、その儀はかさねて、よきやうに御さいき（裁許）よあるへく候間、此のたひにをいてハ、さうい（相違）なくみぞをあてさせ可レ申候、そのために一札をつかハし候、仍如レ件

天正十八年かのへとら（高城氏黒印）

二月十日　□　日暮又左衛門尉奉之

八木百姓中

下総小金城主衆高城胤則は北条氏の他国衆であり[28]、吉野縫殿助はその給人で八木郷芝崎に屋敷を構えていた[29]。その屋敷地の中を用水の溝が通っていたが、①今回新溝を通すに当たり屋敷の外に廻し、②藤二郎が住んでいる家の下の田へ水が流れるように新溝を当て、③鰭ケ崎（ひれがさき）境まで水が相違なく送れるように、八木郷百姓中に郷中談合をして普請することを命じ、小金の高城氏より検使が遣わされるので無沙汰なく尽力するようにと念を押している。

吉野縫殿助は前年の十七年五月十三日に高城胤則より田地・山・屋敷・初盃を安堵されており[30]、初盃として郷内の座格は最も高かった[31]。ではなぜ、高城氏は新溝普請を吉野縫殿助ではなく、八木郷百姓中に命じたのであろうか。この郷中談合とは次の天正七年九月六日の高城氏黒印状によれば、吉野六郎左衛門尉・洞毛大炊助・河辺二郎右衛門尉・吉野源五郎・同彦七郎ら五人のおとな百姓をメンバーとする年貢・公事などの徴収を話

し合う合議機関であったが、給人である吉野縫殿助はこれには加わっていなかった。

【史料六】高城氏黒印状（『千葉県史料』中世編諸家文書、吉野家文書四、三一二頁）

郷中年貢諸色惣別調方之儀、五人之者相談、少も無二如在一可二走廻一候、政所之事者、順番ニ可レ致レ之候、若此内如在レ之者聞召及付而者、可レ加二折檻一者也、仍而如レ件

卯　（高城氏黒印）

九月六日　□

吉野六郎左衛門尉
洞毛大炊助
河辺二郎右衛門尉
吉野源五郎
同彦七郎

それでは、郷中と吉野縫殿助の両者の間に何があったのかを先の黒印状の文章の中から読み取ってみよう。この新溝普請は八木郷の東の丘陵地より発する坂川に五斗蒔堰（小間木）を設けて取水し丘陵の裾を流れていた用水路[32]を変更しようとするものであった。その要点として先述の①は吉野縫殿助からの用水への介入を避けるねらいがあり、②は藤二郎の家の下の田地の水需要に応えるためであり、③はこの用水の水は上流郷村の責任として隣の鰭ヶ崎境まで必ず送り支障をきたさないということであった。このように用水に関して百姓及び近隣との関係を取り纏めることができたのは給人の吉野氏ではなく、おとな百姓による郷中談合であった（第一章で述べたように用水関係郷村間の調整機関も郷中談合と言う）。とすれば、この高城氏の黒印状が発給される前提として、郷中の要求と条件をまとめ領主に申し出たのはこのおとな百姓であり、その結果吉野縫殿助の用水への介入を排除しようとするおとな百姓の要望が通ったといえよう。また、新たな溝を掘るとなればそれに当たった田主が苦情を言ってくることは必至であり、「その時には重ねて良きように裁許する」と述べているが、ここで「重ねて裁許する」というのはこの黒印状そのものが裁許状であったことを示している。よって、この黒印状（裁許状）の意義はこの新溝普請相論[33]を通じて用水の管理は給人による介入が排除され、おとな百姓の郷中談合によることが再確認されたことにあったと言えよう。

【図四】五斗蒔堰用水の概念図

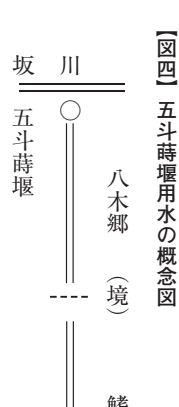


## 五、戦国法による用水の規定—伊達氏「塵芥集」—

それでは戦国大名は用水についてどのように考えていたのであろうか。近江六角氏の「六角氏式目」一三条[34]では　野事・山事・井水の事で一郷一荘が打ち起こし合戦に及べば、科人（張本人）の交名を差し出しても取り上げず、一郷一荘へその咎を懸けるとあり、すべて荘郷の問題として責任を取らせるとしている。これは逆に言えば用水は郷中の問題であり、用水争いが起きても合戦に及ばなければ基本的に郷村に任すということであった。また、下総結城氏の「結城氏法度」二一条では「水損・風損・日旱は、人間の業になき物にて候間…堰堀油断いたし、持ちたる所荒れ候、不作などと、不弁の佗なすべからず[35]」として堰堀は百姓が自己管理すべきであるとされた。このように用水の管理は郷村や百姓に任されていたのであるが、その内容については、奥州の戦国大名伊達植宗（たねむね）が天文五年（一五三六）に制定した戦国家法「塵芥集」においても次のような用水に関する規定を見ることができる[36]。他の戦国家法ではこれほど詳しく民間の用水慣行について触れることはなく、その実体を知る上で貴重であるのでやや長くなるが次に条文を記すこととする。

【史料七】「塵芥集」（『中世政治社会思想』上、二二四・二二五頁）∴条文に番号を付す

一[84]　用水の事、先規まかせたるべし。然に先々さだまり候堰口をあらため、水上の人是を通すまじきのよし、違乱にをよぶ事、可レ為二落度一。又河下の人先規まかせに通すべきのよし申、川上の人は先規より通さざるよし申、問答の儀あらんに、相互に支証なきのうへ、理非決しがたきにいたつては、万民を孚（はごく）むのゆへ、彼用水を通すべきなり。

一[85]　用水に付て堰をあけ、堤を築くのとき、先々通り候溝・堀、河崩として退転のとき、ならびの在家之内に江堀をたて、用水を通すところに、くだんの地頭・百姓違乱にをよぶべからず。堰銭のありなしは、先例に

まかせべきなり。

一(86)　先々の堰場、或は深き淵となり、或は荒野となり、修理たい（大途）とたるのうへ、退転のとき、地形のこしらへやすき便（たより）に付て、川上にても河下にても、堰場を改むる事、一郷のうちたらば、是非の違乱にをよぶべからず。もし他郷にいたつては、事の子細を披露致べし。其上をもつてその沙汰有べきなり。

一(88)　用水のために堤を築くのところに、連々水増し、人の領分この堤ゆへに荒地となる。仍かの地主違乱にをよぶ、その謂（いわれ）なきにあらず、。しからばこれをあい止めべきなり。たゞし用水は万民の助けなり。一人の損亡によりこれをやめん事、すこぶる民を孚む道理にかなはざるもの也。詮（せん）ずるところは、荒れつべき分際勘定をとげ、相当の年貢をくだんの地主へ働かせ、こしらへかたむべきなり。

一(91)　水闘諍（いさかい）の事、用水の法にまかすべし。然に問答にをよび、人を打擲（ちゅうちゃく）せしむる輩は越度（おつど）たるべし。人を殺すにいたつては、是非にをよばず其成敗有べき者也。

八四条では「用水は先規に任せる」という原則を確認し堰口（井堰の流出口）の変更による用水路の上流と下流の人々の争いでは、「理非決しがたき時は、万民を育むゆえ用水を通すべし」と公益により下流への通水を優先させることを規定している。八五条では用水の堰を開けた時に溝・堀が崩れた場合、他の土地に代わりの溝を通すことに対して（その地の）地頭・百姓等は違乱してはならず、堰銭（堰の借地料）は先例に任せるとした。八六条では堰場を川上か川下に付け替える時は郷内ならば違乱してはならない、他郷ならばことの子細を伊達氏に披露させることとした。八八条は用水の堰堤を築いて洪水となり他人の土地が荒地となった時は地主が違乱するのは当然であるが、「用水は万民の助け」であり、一人の損亡で留めることは民を育む道理にあわないので損失に見合う弁償をすべきである。九一条では水争いは「用水の法に任すべし」として解決し、相手方を打擲したり殺傷させれば処罰するということであった。これらの条文は伊達氏が郷中の用水を直接管理するためのものではなく、用水路が通る所の地主との紛争、水の配分を巡る郷村間の争いを先規である「用水の法」により解決するよう在地に求めているのであり、その眼目は「用水は万民の助け」であるというように公益を守ることであった。よって、伊達氏においても用水紛争に介入し郷村支配強化のテコとしよう

ということではなかったと考えられる。

## おわりに

以上、A、用水の管理については、①武蔵国比企郡長楽用水の場合は堰のある戸守郷が用水の管理権を持ち、下流の郷との間には郷中談合という協議の場が設けられていた。また、B、用水普請については、②武田領内の岩手堰では郷村による普請が行われ、上条堰では堰の破損に対して島上条郷を中心とした郷中談合により再興することを武田氏が印判状で保証した。④下総国高城領八木郷では五斗蒔堰用水が給人の屋敷内を通っていたため、領主高城氏の裁定によりおとな百姓による郷中談合でその外側に新溝の普請を行うこととなった。③武蔵国児玉郡九郷堰の場合は上流と下流の郷村の用水を巡る紛争が田植え時期に差し掛かり郷中談合による解決が難しくなったため、普請を拒否した下流郷村に対し管理権を持つ上流郷村が北条氏に訴え北条氏が代官の指図で普請を行うよう命じたのであるが、これはこれまでの事例から見れば例外的措置でありこれを一般化し戦国大名の用水普請を通じた郷村支配の強化として捉えることはできない。また、C、戦国大名による用水の法的取り扱いについて、⑤伊達氏の「塵芥集」では用水紛争は先規である「用水の法」や公益重視の「用水は万民の助け」という考えにより在地において解決すべきとされたが、この背景として慣習法による在地法秩序が広く展開していたと考えられる(37)。

よって、用水の管理や普請は郷村の郷中談合により行われていたのであり、戦国大名は用水紛争や水害に関してその管理・普請に介入し権力を発動したのではなく、公益を守るため在地の紛争調停や郷中談合による合意を保証し訴えを裁定していたと言えよう。

**註**

(1)　宝月圭吾『中世灌漑史の研究』畝傍書房、一九四三年、一〇六頁。宝月氏は戦国大名は用水の管理統制を目指し灌漑治水工事を行ったが、大名が国内の用水をいちいち管理することは不可能であり中世以来の用水分配組織を容認したとする（同書二五三～二五七、三五八頁）。大山喬平「中世における灌漑と開発の労働編成」（同『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、一九四～二三〇頁、初出は『日本史研究』五六、一九六一年）。黒田弘子「中世後期における池水堰灌漑と惣村」（『中世惣村史の構造』吉川弘文館、一九八五年、一五二～一九六頁、初出は『解体期の農村社会と支配』校倉書房、一九七八年）。

(2)　黒田日出男「中世後期の開発と村落諸階層」（『日本中世開発史の研究』校倉書房、一九八四年、一九〇頁、初出は『歴史学研究』第三四

六号、一九六五年）。

（3）杉山博『日本の歴史11　戦国大名』中央公論社、一九七四年、二四〇頁。

（4）笹本正治氏は、武田家が上条堰利用の郷村が井堰の維持や用水分配で結びついていた地域の慣行と技術を確認して堰普請を命じたとした（同「古代・中世の治水」（『災害文化史の研究』高志書院、二〇〇三年、二三八頁、初出は『山梨県堤防・河岸遺跡分布調査報告書』山梨県教育員会、一九九八年）。また、西川広平氏も戦国大名は郷村の用水ネットワークに依拠して普請を組織化し村々を支配した、とした（同「戦国期における川除普請と地域社会」『中世後期の開発・環境と地域社会』高志書院、二〇一二年、二五二・二五三・二六三頁、初出は『歴史学研究』八八九号、二〇一二年）。

（5）前註（1）『中世灌漑史の研究』一六六・一六七頁。天文二十四年（一五五三）肥後相良氏の「相良氏法度」二一条にも「井手溝奔走題目候、田数次第に、幾度も人数出すへし。人いたささる方の水口、一同に留むべし」とあり（『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九七二年、一九〇頁）、用水路の築造・修理作業に人を出さなければその地主の分水口を止められた。

（6）大山喬平「中世における灌漑と開発の労働編成」（『日本中世農村史の研究』岩波書店、一九七八年、二一五頁、初出は『日本史研究』五六号、一九六一年）。大山氏は灌漑施設を維持管理する機関として田堵・土民などの合議する地下の機関を想定している。

（7）『栃木県史』史料編中世1、鑁阿寺文書四七号（享徳二年十月戸守郷代官十郎目安案）、栃木県、一九七三年、三五五頁。

（8）拙稿「享徳の乱と鑁阿寺領武蔵国戸守郷―用水・減免、戦乱について―」（『栃木史学』第二八号、二〇一四年、八六～九〇頁）。この項の詳細については拙稿を参照していただくこととし、史料掲載を省略した。

（9）『山梨県の地名』平凡社、一九九五年、一八二頁。

（10）なかざわしんきち「郡内小山田氏断簡」（『論集甲斐小山田氏』岩田書店、二〇一一年、一八八・一八九頁、初出は『甲斐路』三二号、一九七八年）、笹本正治「武田氏の郷村支配について」（『戦国大名武田氏の研究』思文閣出版、一九九三年、二二三頁、初出は第二二回中世史サマーセミナー報告、一九八五年）。

（11）『山梨県史』通史編2、山梨県、二〇〇七年、五五二頁。

（12）『山梨市史』通史編　上巻、山梨市、二〇〇七年、六三八頁。

（13）永正十四年武田信虎印判状で巨摩郡成嶋・乙黒両郡の堰銭を甲府の一蓮寺に寄進している（柴辻俊六「武田氏の治山・治水」『歴史公論』第一一巻六号、一九八五年、八三頁）。堰銭とは堰築造の際、その土地の所有者に支払う土地使用料のことである（前註（5）『中世政治社会思想』二二四頁）。

（14）『敷島町誌』敷島町役場、一九六六年、七九一頁。

（15）大日本地誌大系㊺『甲斐国志』第二巻、雄山閣、一九七二年、七頁。

（16）『戦国遺文』武田氏編第一巻、八二七号（武田家朱印状）、東京堂出版、二〇〇二年、二五九頁。

（17）前註（4）西川氏論文、一〇頁。

（18）丸島和洋「（史料紹介）高野山成慶院『甲斐国供養帳』―『過去帳（甲州月牌帳）』―」（『武田氏研究』第三四号、二〇〇六年、五三～九一頁）

（19）『山梨県史』資料編4、一二五九号、慈照寺文書九（天正十一年卯月廿日徳川家康判物写）山梨県一九九九年、九四四頁。

（20）前註（15）大日本地誌大系㊺『甲斐国志』第二巻、二八二頁、志摩荘に牛句郷は含まれていないと言われる。

（21）前註（11）『山梨県史』通史編2、四〇〇頁。武田勝頼の代にはほとんどすべての証文が「定」で始まっているが意味は不明であるという。

（22）『神川町誌』神川町、一九八九年、七一一・七一六頁。享保年間の九

郷用水組合は自普請として上流の小浜・貫井・植竹を除き、中流の保木野・八幡山・八日市・吉田林・上真下・下真下・蛭川・入浅見・下浅見・西今井の一〇か村がそれぞれ一年ずつ、下流の高関・上久城・中久城・下久城・東今井・西富田・四方田・東富田・北堀の九か村があわせて二年を勤め一二年で一巡することになっていた。『埼玉県の地名』平凡社、二〇〇四年、六九一頁。

(23) 池上裕子「武蔵における開発とその主導者」（『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年、三〇九頁、初出は地方史研究協議会『「開発」と地域民衆―その歴史像を求めて―』雄山閣出版、一九九一年）。佐脇栄智「後北条氏の郷村支配とその役人」（『國學院雑誌』第九七巻第二号、一九九六年、三六頁）。

(24) 浅倉直美「後北条領国における触口と定使」（『後北条領国の地域的展開』岩田書店、一九九七年、二四四・二四五頁、初出は『戦国史研究』第二八号、一九九四年）。

(25) 大日本地誌大系⑫『新編武蔵風土記稿』第一二巻、雄山閣、一九五八年、六・七頁。

(26) 小林氏は天正十四年鉢形城内の掃除割当にその名が見える（『戦国遺文』後北条氏編、第四巻、一九三五号文書〈北条氏邦定書写〉、九九頁）。

(27) 前註（22）『神川町誌』七一六頁。

(28) 『小田原衆所領役帳』東京堂出版、一九九八年、一五一・一五八頁。

(29) 『戦国人名辞典』吉川弘文館、二〇〇六年、六〇三頁。

『松戸市史』上巻、松戸市役所、一九六一年、五八八・五八九・六〇三～六〇五頁。ここでは吉野縫殿助は吉野六左衛門尉家の人物と見ているが、長谷川論文所収の文禄三年推定の芝崎村検地帳では縫殿助は一三町七反、六郎左衛門尉は三町八反二畝二〇歩の保有で別家となっている。（長谷川裕子「東国の郷村にみる村の構造」（佐藤博信編『中世房総と東国社会』岩田書店、二〇一二年、二四〇・二四四・二四六頁）。

(30) 『千葉県史料』中世編諸家文書、吉野家文書二〈天正十七年五月十三日高城胤則所領安堵状〉、千葉県、一九六二年、三二一頁。

(31) 高牧實「関東における草百姓の居座と宮座」（『宮座と村落の史的研究』吉川弘文館、一九八六年、三九九～四四四頁、新稿）。天文四年相州足柄上郡篠窪百姓中座敷之事では一番から一〇番までの一〇人の百姓（無姓）が領主篠窪出羽入道により座順と違反した場合の座からの追放を定められていた。これらの百姓は北条氏の軍役を定めた着到に名を連ねていたと見られている。

(32) 『流山市史』近世史料編Ⅱ、二二〇号文書〈寛永二十一年堰場に付申定〉、二二一号文書〈同年堰場申定に付一札〉、流山市、一九九八年、三六一～三七〇頁。

(33) 「今川仮名目録」一五条には「新井溝近年総論する事、毎度に及べり。所詮他人の知行を通す上は、或替地、或は井料（用水路の借地料）勿論也。然ば奉行人をたて、速に井溝の分限を計らふべし」とある（前註（5）『中世政治社会思想』上、一九六頁）。八木郷の新溝普請相論はこれに該当すると考えられる。

(34) 「六角氏式目」（前註（5）『中世政治社会思想』上、二八四頁）。

(35) 「結城氏新法度」（前註（5）『中世政治社会思想』上、二五三頁）。

(36) 「塵芥集」（前註（5）『中世政治社会思想』上、二二四・二二五頁）。この用水規定について、細川亀市氏は①用水は先例にまかせて流すべきであるが、事実においては川上の者に優先利用権があり、順次川下の者に及ぶという慣習になっていた、②しかし、水は万民を育むものであり個人の恣意的な濫用を許さないという考えにたっていたと言う（同「戦国時代における伊達氏の法制」『日本法の制度と精神』青葉書房、一九九四年、一九六頁）。

(37) 宮島敬一「戦国期の『領主』と在地法秩序」「戦国大名浅井氏の権力形成とその特質」（『戦国期社会の形成と展開』吉川弘文館、一九九六

年、八七・八八・二八四三頁）。近江国甲賀郡中における裁判権・法秩序における裁定内容は在地慣行・先例を保障することにあった。また、浅井氏の裁定とは、相論当事者の村落・地域社会が決定したことを追認・調停したものであり、浅井氏は在地の相論に強権的な裁定をできなかったとする。本稿の事例とこうした在地法秩序には共通性がある。